

(仮称) 北海道厚田風力発電事業計画段階環境配慮書に係る知事意見

令和5年(2023年)1月17日付け

東急不動産株式会社宛て

本事業は、石狩市の約751haを事業実施想定区域として、全高最大183m、ローター直径最大158mに及ぶ最大15基の風力発電機による最大出力91,500kWの風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、重要な自然環境のまとまりの場である自然度の高い植生や住宅等が存在しており、オジロワシやアカモズなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。さらに、同区域は、土砂災害危険箇所等が存在しているほか、石狩市の「風力発電ゾーニング計画書」(平成31年3月)において環境保全エリア及び調整エリアとなっている。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、風況や道路整備状況、法令等の制約を受ける場所、住宅等の分布状況をもとに検討対象エリアを絞り込み、事業実施想定区域を設定したとしている。しかし、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

(3) 事業実施想定区域の周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あり、累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 石狩市のゾーニング計画を踏まえ、同市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。

(5) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市町、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

(6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には住宅等が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居から離隔することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリング等によりオジロワシ、アカモズ等の希少な鳥類の生息やノスリの渡り、さらに、希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物や渡り鳥の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 動物相については、哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には、重要な自然環境のまとまりの場として、植生自然度の高いカシワ群落（IV）が存在していることから、搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、その範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 景観

ア 本配慮書では、主要な眺望点については関係自治体へのヒアリングなどにより選定しているが、ヒアリング対象を広げるなど、他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。特に、事業実施想定区域には住宅等が集まっている地区があることや、同区域周辺に暑寒別天売焼尻国定公園が存在することから、主要な眺望点がないか改めて確認すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域には、景観資源である厚田段丘が含まれており、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性がある。また、主要な眺望点のうち「古潭地区」からは、風車の垂直見込角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。